

建築確認・住宅性能評価申請支援システム（F-2Web）利用規約

株式会社 住宅性能評価センター

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、株式会社 住宅性能評価センター（以下 SHC という。）の建築確認・住宅性能評価申請支援システム（以下「F-2Web」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「オンライン申請・届出等」 F-2Web を利用して性能評価の申請及び建築確認の事前審査等の申請手続をオンラインで行うことをいう。
- (2) 「システム利用者」 F-2Web を利用して利用者登録を行う者をいう。
- (3) 「利用者登録」 SHC にオンライン申請・届出等を行う場合に必要な申請提出者 ID 及びパスワードの発行のために、F-2Web を利用して氏名、メールアドレス等の登録を行うことをいう。
- (4) 「申請提出者 ID」 システム利用者を特定するため、利用者登録時に SHC が付与する符号をいう。
- (5) 「パスワード」 システム利用者を特定する際のセキュリティを目的とし、利用者登録時に SHC が付与する符号をいう。
- (6) 「電子証明書」 申請等を行う者又は SHC が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (7) 「電子署名」 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (8) 「タイムスタンプ」 ある時刻において電子署名を行った電磁的記録が存在したことを証明すると共に、その時刻以降において当該電磁的記録の内容が改ざんされていないことを証明するために生成する電磁的記録をいう。タイムスタンプの信頼性を確保するため（一財）日本データ通信協会の認定に係るタイムスタンプとする。
- (9) 「長期署名」 電子署名とタイムスタンプを組み合わせ、文書の長期保存に対応

するための技術を含んだ長期検証要件を満たす 電子署名をいう。

- (10) 「PIN コード」 ウェブサービス上に登録済みの電子証明書を用いるための電子証明書の保有者を識別するための任意のパスワードをいう。

(適用)

第3条 この規約は、**F-2Web** を利用して SHC に対しオンライン申請等を行うすべてのシステム利用者に適用されるものとする。

- 2 この規約の実施のために制定される細則、その他この規約に付随して作成された **F-2Web** 利用上の決まりは、この規約の一部を構成するものとして前項のシステム利用者に適用されるものとする。

- 3 SHC は、予告なくこの規約を改定できるものとし、改定されたこの規約の施行日以降は、**F-2Web** の利用については改定後の規約が適用されるものとする。なお、SHC は、この規約の改定を、当社の **F-2Web** を通じて周知することとする。

第2章 **F-2Web** の利用

(規約の遵守)

第4条 システム利用者は、**F-2Web** の利用に際し事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して **F-2Web** を利用するものとする。

- 2 システム利用者が **F-2Web** を利用した際には、システム利用者はこの規約に同意したものとみなす。

(システム利用者の責任)

第5条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、**F-2Web** を利用し、**F-2Web** の利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録も含む。）を管理するものとし、SHC に対しいかなる責任も負担させないものとする。

- (1) 申請提出者 ID
- (2) パスワード
- (3) **F-2Web** の利用に関し送受信される電子メール
- (4) 電子証明書
- (5) PIN コード
- (6) その他 **F-2Web** の利用に関連して生じた一切の情報

(システムに関する知的財産権)

第6条 SHC がシステム利用者に貸与又は提供する一切のプログラム又はその他の著作物（この規約及び **F-2Web** の取扱マニュアルを含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、SHC に帰属する。

2 システム利用者は、**F-2Web** の利用に際し、SHC がシステム利用者に貸与又は提供する一切のプログラム又はその他の著作物を以下のとおり扱うものとする。

- (1) この規約に従って **F-2Web** を利用するためにのみ使用すること
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の目的に供しないこと。
- (4) SHC 又はSHCの指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

(**F-2Web** の利用可能時間)

第7条 **F-2Web** は、原則として 24 時間 365 日利用可能とする。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等によりシステム利用者に予告なく **F-2Web** の利用を停止する場合がある。

2 システム利用者が SHC に対し行った利用者登録の確認に係る事務処理は、SHC における担当者の執務時間に別に定めて行うものとする。

(システムの利用の停止又は制限)

第8条 SHC は、システム利用者に対し、次の各号の一に該当すると認められる場合は、事前に通知し **F-2Web** の利用を停止又は制限することができる。ただし、緊急を要する場合は、通知することなく **F-2Web** の利用を停止又は制限することができる。

- (1) **F-2Web** をこの規約に反する目的で使用し又は使用しようとした場合
- (2) 電子メールを使用した不正行為、ウィルスの送付等、**F-2Web** を公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとした場合
- (3) その他 **F-2Web** の運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある場合

(システム利用可能文字)

第9条 **F-2Web** において使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とする。

- (1) 1 バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997 を使用する
- (2) 2 バイト文字は JISX-0208-1997 を使用し、漢字については JIS 第一水準漢字及び JIS 第二水準漢字を使用する。

(申請の手順)

第 10 条 申請については、SHC が指定する申請書作成ツールを使用して申請書を作成し、これに必要な図書を添付し F-2Web に申請を行う。

- 2 F-2Web は申請を正常に受信した場合、固有の識別番号を利用者及び SHC に通知する。
- 3 以降、追加書類を提出する際は、識別番号を提示する事とする。

(差し替え方法の制限)

第 11 条 申請の差し替えについては、原則としてはじめに申請した方法（電子申請または紙申請）事とする。

- 2 F-2Web を使用して差し替えを行う際は、弊社の指定する申請書に識別番号を明記する事とする。

(電子証明書の要件)

第 12 条 F-2Web において使用可能な電子証明書は、以下とする。

セコムトラスト株式会社が発行する「セコムパスポート for G-ID」

ジャパンネット株式会社が発行する「DIACERT カテゴリ B」

当社が認証しセコムトラスト株式会社が発行する「セコムパスポート for PublicID」

(電子証明書の利用条件)

第 13 条 F-2Web において電子証明書を用了電子署名の方法については、F-2Web が提供する手段に限定する。

- 2 当社が認証し F-2Web で発行された電子証明書の所有権は当社に帰属し、F-2Web での利用に限定する。

(電子証明書の管理条件)

第 14 条 F-2Web において使用する電子証明書は、所有者本人が適切に管理を行う事とする。

(電子署名済みファイルのコピーを返却した場合の存在証明等の有効期限)

第 15 条 F-2Web において電子署名されたファイルを依頼に応じてコピーファイルとし

て返却した場合の、電子署名済みファイルの存在証明、又は非改ざんの証明についての有効期限は SHC から返却した時点までとし、それ以降の存在証明や非改ざんの証明については、電子署名ファイルのタイムスタンプの有効期限までとする。

2 審査に使用した上記ファイルのコピーのダウンロードを提供する手段を講じることをもって、副本の返却とする。

(電子証明書の維持管理)

第16条 F-2Web において使用する電子証明書が90日間利用されなかった場合は、SHC はユーザーアカウントの削除を実施いたします。なお、再度お手続きを行うことにより利用可能です。

2 ただし、当社が認証し F-2Web で発行された電子証明書のユーザーアカウントは電子証明書の発行から1年間有効とする。

第3章 システム等の管理

(設備等)

第17条 システム利用者は、F-2Web を利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続はシステム利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

(システムの保証等)

第18条 SHC は、F-2Web の提供の遅延、中断又は停止が発生しても、その結果システム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(電子申請されたデータの返却に関する制限)

第19条 F-2Web を利用して長期保存フォーマットで保存された申請データ等について、SHC が業務上長期保存を行う目的以外については、署名検証の保証は行わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第20条 SHC は個人情報の取り扱いを、SHC の HP で掲示するプライバシーポリシーに準ずる事とする。

(非常事態及びシステムの利用が著しく集中した場合における利用の制限)

第21条 SHCは、天災、事変その他の非常事態の発生又はF-2Webの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、F-2Webの利用を停止又は制限することができる。

2 SHCは、F-2Webの利用が著しく集中した場合には、F-2Webの利用を制限することができる。

第4章 雑則

(合意管轄裁判所)

第22条 F-2Webの利用に関連してSHCとシステム利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

附則

この細則は、平成26年12月26日より施行する。

改定年月日 平成30年09月21日